

建設コンサルタント業務及び一般業務において 一般競争入札（事後審査型）の試行を開始します

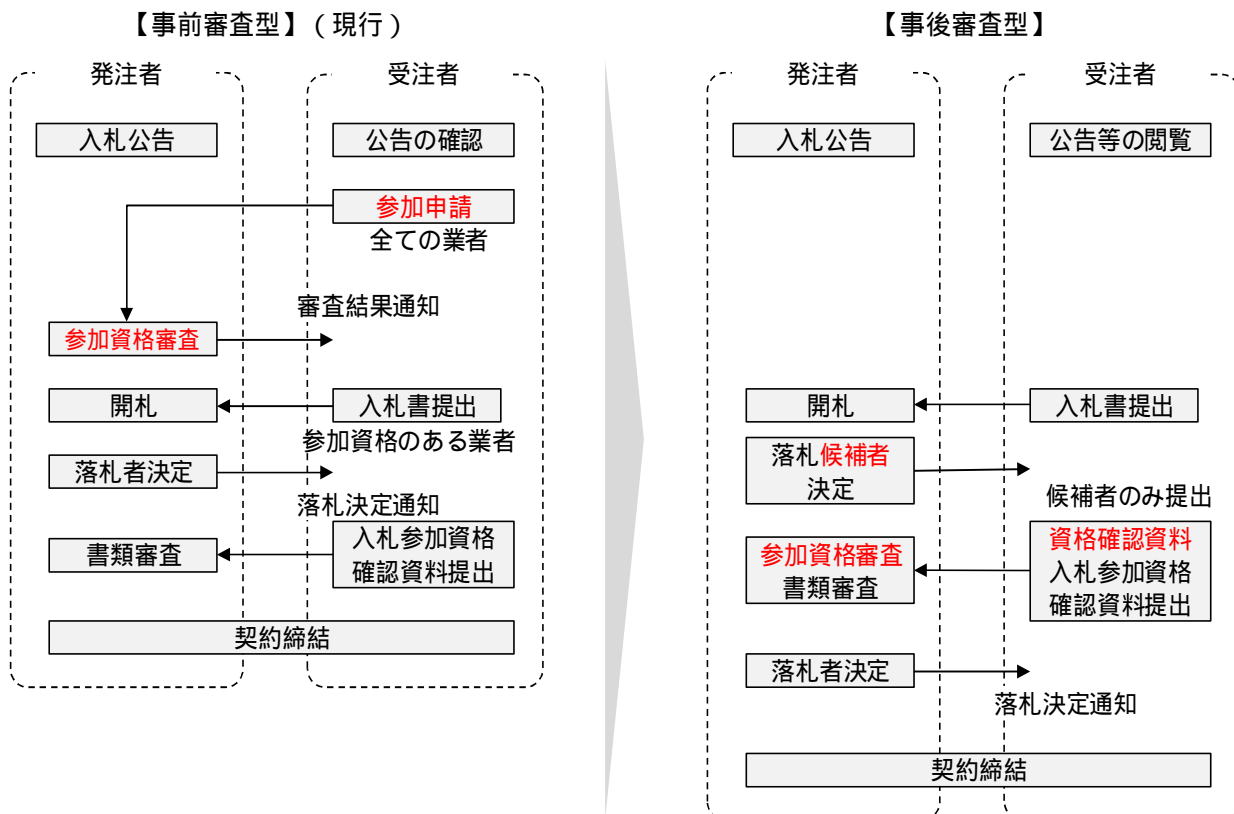
契約課
経営管理課

1. 一般競争入札（事後審査型）の対象と試行開始日

- 対象：一般競争入札を実施する建設コンサルタント業務及び一般業務
 （建設工事は、令和3年10月1日から試行開始）
- 開始日：令和4年10月1日以降に公告する案件から

2. 一般競争入札（事後審査型）の概要

- (1)事前審査型と異なり、入札参加申請は不要となります。
 入札の参加希望者には、公告で示した期限内の入札書の提出を求めます。
 また、条件によって内訳書の提出を求めます。
- (2)開札後、第1順位の落札候補者のみ参加資格確認審査を行います。
- (3)落札候補者の審査により、落札者を決定します。



落札候補者は、入札金額が、予定価格以下・最低制限価格以上の範囲のうち、低い価格で入札した順に順位を付け、第1順位の落札候補者から審査を行います。

審査の結果、第1順位の落札候補者が「資格なし」であれば、次順位の落札候補者の審査を行います。

3. 参加資格確認審査の見直し

(1) 参加資格審査の基準日

入札参加資格の基準日は以下のとおりとします。

入札公告日	入札参加資格者名簿の登録内容 (所在地区分、登録業種等)
入札書提出日	名簿の登録内容以外の条件 (資格の有無、施工実績等)

いずれについても、落札者決定の時まで継続して資格を有している必要があります。

(2) 参加資格確認資料

開札後、落札候補者には、原則として開札日翌日16時までに、入札参加資格確認に必要な資料(資本的又は人的関係に関する申告書等。詳細は公告に定める)の提出を求めます。

事前審査型においては、参加資格確認申請時に提出を求めていた資料をいいます。

入札書提出時点での状況で作成してください。

(3) 落札候補者の辞退

落札候補者とされた者が辞退しようとするときは、**辞退の理由を求めます。**

参加資格確認資料の提出期限までに届け出てください。

4. 入札の公正性・透明性の確保のための方針 重要

正当な理由なく辞退するなど、入札に際した行為が著しく不誠実であった場合は、

指名停止等措置の対象とする場合があります。

確実な契約履行を見込んだ入札を、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

一般競争入札（事後審査型）Q & A

Q 1 予定価格以下・最低制限価格以上の範囲内のうち、最も低い価格で入札した者が複数いた場合、第1順位の落札候補者は誰になるのでしょうか？

A 1 最も低い価格で入札した者全てが第1順位の落札候補者になり、全員の参加資格確認審査を行います。審査の結果「資格あり」の者が複数いた場合は、電子入札システムによるくじ引きを行って、落札者を決定します。

Q 2 落札候補者になることができる件数に制限はありますか？

A 2 落札候補者になることができる件数に制限はありません。

Q 3 落札候補者となったが辞退した場合、指名停止措置等の罰則はありますか？

A 3 辞退の理由が正当なものであれば、指名停止措置等の対象とはなりません。正当な理由の例としては、次のようなものが考えられます。

- ・ 配置を予定していた担当技術者等が、退職・死亡等やむを得ない事由によって配置できなくなった
- ・ 同時に複数の案件の落札候補者となったため、配置できる担当技術者等が足りなくなった

Q 4 指名停止等措置の対象となる「著しく不誠実な行為」とはどのようなものですか？

A 4 例えば、次のようなものが考えられます。

- ・ 入札参加条件を明らかに満たしていないにもかかわらず、入札書の提出を繰り返した
- ・ 落札及び契約を希望する意思がないのに入札書を提出し、正当な理由なく辞退した
- ・ 入札書を提出する時点で、配置可能な担当技術者が明らかに存在していないにもかかわらず入札書を提出した